

車体の形状	構造要件	留意事項
レッカー車	<p>交通事故、車両故障等で運行することができない自動車又は違法駐車の自動車の車輪を吊り上げて移動させるために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4－1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <p>1　自動車の車輪を吊り上げるための装置及び吊り上げた車輪をその状態に保持して固定し、移動させることができる設備を有すること。</p> <p>2　物品積載設備を有していないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・レッカー作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。